

令和6年 第8回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和6年8月29日（木）	開会 午後3時07分	閉会 午後3時59分
2 招 集 場 所	本庁舎 306会議室		
3 出席委員等	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 代 理 長
	委 員	佐 藤 寛	委 員
	委 員	早 坂 正 年	委 員
4 欠 席 委 員	なし		
5 傍 聴 者	なし		
6 事務局職員出席者	教 育 部 長	伊 藤 文 子	教 育 部 参 事
	参事兼教育総務課長 兼 室 長	平 地 久 悦	学 校 教 育 課 長
	参事兼生涯学習課長 兼 室 長 兼 館 長	古 内 康 悦	文 化 財 課 長
	地域交流センター長	高 橋 和 広	図 書 館 長
	学 校 教 育 課 副 参 事	千 葉 弘 昭	
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	菊 池 勝 行	教 育 総 務 課 主 幹 兼 係 長
8 議 事	専決処分報告	大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱に関する専決処分について	
	議案第35号	人事案件について	
	議案第36号	市長からの意見聴取について（大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）	
	【取下げ】 議案第37号	大崎市有形文化財保護補助金交付要綱	
	報告事項	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
	報告事項	就学援助制度（入学前支給）に係る電子申請の実施について	
	報告事項	大崎市スポーツ推進計画（中間案）について	
	報告事項	大崎市民ギャラリー運営委員会 委員の委嘱について	
	【追加】 報告事項	文化財標柱の調査状況について	

教育長	ただいまから、令和6年第8回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。
教育長	はじめに、令和6年第7回定例会の会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。
教育長	次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。 青沼委員、お願いいたします。
教育長	本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。
教育長	続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 約1か月あまりにおよぶ各学校の夏休みも終わり、ほとんどの幼稚園、各小中学校は、8月23日（金）に休み明け集会を行い授業が再開いたしました。 各地で夏祭りやイベントが盛んに開催されるなど、外出の機会も増えたこの夏休み期間でありました。 全国的には、地震や台風などの災害により、大きな影響を受けましたが、幸いにも、本市の園児や児童生徒には、特に大きな事故もなく、無事終了いたしました。 そのような中で、8月1日から11日にかけて「東北中学校体育大会」が行われ、本市の生徒については、県大会を勝ち抜き団体10種目・個人18名と非常に多くの生徒が出場しており、三本木中学校の卓球女子が優勝したり、古川東中学校のソフトボール男子や、柔道個人では、田尻中学校、古川中学校、岩出山中学校の選手、また今大会から中総体参加が可能となりました地域のクラブチームでは、大崎柔道クラブの選手たちがそれぞれ素晴らしい成績を残し、全国大会への出場を果たしました。 「全国中学校体育大会」は8月17日から25日にかけて行われ、本市から出場した生徒皆さんは、日頃の練習成果を十分に発揮し、健闘いたしました。その中で、卓球女子で三本木中学校が予選リーグを勝ち抜き、みごと全国13校の優秀チームとして表彰を受けました。 次に、社会教育事業について報告します。 8月7日から1泊2日の日程で、市内の小学4年生から6年生を対象とした「おおさきサマーキャンプ2024」を国立花山青少年自然の家で実施をいたしました。 この事業は、生涯学習課と地域交流センター及び各基幹公民館が主体となり実施したもので、市内すべての地域から小学生43名が参加し、沢のぼりやキャンプファイヤー、野外炊飯などのプログラムを仲間と協力しながら取り組みました。

また、当日の運営には、各地域から中学生・高校生のジュニア・リーダー26名も参加し、リーダー役として子どもたちをまとめ、リーダーとしての資質の向上や地域間を越えた連携が図られました。

次に、地域みらい塾について報告します。

中学生の自学自習を支援する、地域みらい塾「サマースクール」を7月22日から8月2日まで、市内中学校を会場に開催しました。

サマースクールの運営には、会場となる中学校のご協力をいただいたほか、各会場に学習支援員を配置して学習環境を整え、5日間で延べ500人の生徒が学習に取り組みました。

次に、姉妹都市交流事業についてご報告いたします。

姉妹都市提携40周年を記念して、昨年に引き続き、東京都台東区のスポーツ少年団の皆さんをお招きし、大崎市スポーツ少年団古川支部に所属する古川杉の子サッカースポーツ少年団、長岡サッカースポーツ少年団の皆さんとの交流事業が、8月3日から1泊2日の日程で、開催されました。

当日は、新江合川緑地公園サッカー場を会場にサッカー交流が行われたほか、夕方からは交歓会が開催され、古川杉の子サッカースポーツ少年団の皆さんによる「たいとう音頭」の演舞や互いに準備したプレゼントを交換し合うなど、楽しみながら交流が深められました。

今回は、大崎市のスポーツ少年団の代表が、台東区を訪れ交流を図る予定となっております。

次に、大崎市祥雲閣の自主文化事業について、ご報告申し上げます。

8月4日に、大崎市祥雲閣を会場に姉妹都市交流事業として「祥雲閣寄席」を開催いたしました。入場券を80席分用意し、当日まで79枚販売し、74名の来場者がありました。

26回目の公演となる今回は、落語の柳家 小団治（やなぎや こだんじ）さん、同じく落語の古今亭 菊春（ここんてい きくはる）さん、津軽三味線の大道 詩子（だいどう うたこ）さんの三名に公演いただき、大変盛況なイベントとなりました。

姉妹都市台東区との都市交流事業となりますので、次年度も継続して実施してまいります。

次に、文化財事業についてご報告いたします。

8月9日に市内の小学5年生を対象とした「陸羽東線で行く子ども歴史探検隊」を実施しました。この事業は、子どもたちに郷土の歴史と文化に興味や関心を持ってもらうとともに、参加者同士の親睦を深めることを目的に昨年度から実施しているもので、今年度はJR古川駅から陸羽東線、小牛田駅で東北本線と乗り継ぎ、東北歴史博物館を見学しました。市内各地域から20名の参加があり、夏休みの楽しいひと時を提供することができたと思っております。

今後も、子どもたちが郷土の歴史や文化に触れることのできるような事業を実施してまいります。

図書館の運営状況についてご報告いたします。

8月5日月曜日に開催した「きらり図書館」では、何らかの障がいのために、図書館へ来ることをためらっている方へ、休館日の図書館を解放しました。「オカリナ・サークル綺羅(きら)っと」様にミニコンサートを開いていただき、併せて、綺羅っと様から寄贈いただいた児童書の贈呈式を行い、お披露目といたしました。参加した皆さんには、図書館の心地よい雰囲気を楽しんでいただくことができました。

8月9日に行った「ゆるっと本(ほん)話(わ)会(かい)」は7人の参加がありました。この催しは、参加者おすすめの本の紹介や、本にまつわるエピソードを話しながら、本好きの人がコミュニケーションを図る場となっています。

	どの本を読みたくなったかを投票をする「ビブリオバトル」とは異なり、ゲーム性を持たないため、幅広い年代の方へ、味わい深い時間を提供したところです。 8月18日には図書館映画会を開催しました。図書館において無料上映できる、許諾を得たDVDを所蔵していることで実現しており、多くの子どもたちに参加いただき、夏休みの楽しい思い出の一つになったのではないかと考えております。 最後に、古川総合体育館リニューアル記念バレーボール大会について申し上げます。 古川総合体育館は、1年をかけて大規模改修工事を行い、6月1日より供用を開始したところですが、このリニューアルを記念いたしまして、8月4日に、「バレーボール大会」が開催されました。 姉妹都市であります黒部市に本拠地を置く「KUROBEアクアフェアリーズ」をお招きし、仙台市に拠点を置く「リガーレ仙台」とのエキシビジョンマッチと、大崎が誇る「古川学園高校女子バレー部」と関東の強豪校「下北沢成徳高校」の試合が行われました。 当日は、市内外から約1,300人の来場があり、リニューアルした施設をお披露目するとともに、間近に見る高いレベルのプレーに、会場は大いに沸き、大きな歓声と声援が送られました。 以上で教育長報告を終わります。
教育長	ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんでしょうか。 (なし)
教育長	それでは、質疑がないものと認め、教育長報告につきましては、以上とさせていただきます。
教育長	はじめに、専決処分報告を行います。 「大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱に関する専決処分について」報告をお願いします。 生涯学習課長 報告願います。
生涯学習課長	はい。それでは資料の方は1ページ目になります。 大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱について専決処分をいたしましたので報告いたします。 大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員につきましては19名の方に委員を委嘱しておりますが、そのうち大崎吹奏楽連盟から役員異動があり、服部正様に変更しまして、新たに鹿野浩一様をご推薦いただきましたので、委員を委嘱したものであります。 任期は委員の残任期間となります令和7年9月30日までとなります。以上ご報告させていただきます。
教育長	ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし)
教育長	ないようですので、この件については以上とさせていただきます。

教育長	それでは、議事に入ります。 日程第1 議案第35号「人事案件について」を議題といたします。
青沼委員	発議。
教育長	発議がございましたので、認めます。 青沼委員。
青沼委員	人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第35号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。
教育長	お諮りいたします。 議案第35号を、秘密会とすることにご異議ございませんか。 （異議なし）
教育長	ご異議なしと認め、議案第35号を秘密会といたします。 教育部長，教育部参事，参事兼教育総務課長，参事兼生涯学習課長を除き，そのほかの方々のご退室願います。 暫時休憩します。
	～秘密会～
	（退出者入場後，再開）
教育長	それでは、再開いたします。 日程第2 議案第36号「市長からの意見聴取について（大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。 教育総務課長 説明願います。
教育総務課長	はい。それでは私の方からは議案第36号，市長からの意見聴取について（大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例）のご審議をお願いしたいと思います。詳しくは事前にお配りしている資料編の方を見ていただければと思います。資料の3ページでございます。 こちらは，地方教育行政法の第29条に基づいて，こういった条例等を改正する場合には，教育委員会の方に条例提案権というものはございませんので，市長部局の方から，条例改正をしてよろしいのかといったお諮りがあり，教育委員会にて答申を行うという流れになってございます。 3ページ4ページ目でその書面の取り交わしをしたく思っているところでございます。 続いて5ページ以降が具体的なその例規の改正の仕方ということになりますが，今般は設置条例の方だけをまず改正したいといった中身になってございまして，こちらの5ページの方にも書いてありますが，関連する教育委員会で定める規則は今後設置条例改正後に，こういった形で順次改めていくといった内容になってございます。

	6ページ目を開いていただければ、この新しい鳴子小中学校の名称と所在地番がこういった形で条例に4月1日から効力を発生するような形で定義がされていくといった内容でございます。 続きまして7ページですが、新旧対照表にもあります通り、これまで存立していた各学校が削除されて、新しい学校に統合されるといったことを条例上で確認する手はずとなっております。 今年に入りましてからも地域の方を交えての統合準備委員会を2回開催し、各総務部会ですとか通学部会におきましても、ほぼ順調に進んでいるものと理解しております。 今後は残り下半期、こういった閉校と新学校の準備に向けて、学校教職員、地元の関係者いろんなイベントなども一部企画しながら対処していくといったことも聞き受けてございます。スクールバスの方も今後実際に乗降場所とか、本数なども新年度予算等で対応していく関係で、ほぼルートも確定しておりますので4月1日の新しい学校統合準備に向けて、残り下半期も着々と進めていきたいと考えてございます。私の方からの説明は以上でございます。
教育長	ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。また、意見聴取に係る回答について、資料4ページにその「案」を示しております。説明いただいた件とあわせて、質疑はありませんか。 (なし)
教育長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定し、回答（案）のとおり提出することといたします。
教育長	次に、日程第3 議案第37号「大崎市有形文化財保護補助金交付要綱」につきましては、修正箇所がありますことから、取り下げといたします。
教育長	続けて、報告事項に入ります。
教育長	はじめに、（１）「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」の報告をお願いします。 教育総務課長 報告願います。
教育総務課長	事前にお配りしておりますこの点検評価表でございますが、平成27年度の地方教育行政法の大改正におきまして、こういった外部評価の委員を招集して、普段の教育委員会の仕事の中身を点検してくださいという法改正がございました。大崎市におきましても29年ぐらいまで実施しておりましたが、コロナがあったりと5年ぐらい休んでおり、今年度改めて外部評価委員さんを募って再開したといった中身になってございます。 私ども、教育委員会事務局の仕事について、外部の人から見た場合にはどうなるのかといったところを今般ちょっと心配した部分もあるんですが、概ね良好の評価を得ていると個人的には考えているところでございます。 また、9月議会等においても同じような内容の点検評価表を自治法に基づいて出しておりますので、それに本日の意見等もいただきながら準備を進めていきたいと思っております。

菊池課長補佐

この具体的資料の中身については、教育総務課長補佐の菊池の方からお願いしたいと思います。

引き続きご説明申し上げます。

これまでの、教育委員会臨時会や協議会において、経過につきましてはお伝えしてきましたが、先日、8月19日に、宮城教育大学特任教授の前田 正氏、色麻町教育委員会教育総務課の一條 美奈氏、株式会社大崎市三本木振興公社の荻野 信男氏、3名の評価委員参集のもと、評価委員による評価について確認を行い、取りまとめたところです。

その内容につきましては、本日の資料（資料1）にまとめ、お配りしております。

資料1の表紙をめくりますと、対象事業の一覧表と今回の点検評価における5段階の評点を記載しております。

今回の点検評価において、評価委員からは、対象事業に対し「必要性」、「有効性」、「方向性」の観点から5段階の評価を頂きましたが、概ね良好な評価結果となりました。点数については相対的なものと捉えておりますが、本市の取組やその効果・方向性について一定の評価をいただいたものと捉えております。

なお、事業ごとの詳細につきましては、資料1をご参照頂ければと思います。

また別量で、「事務事業に対する評価員からの評価・意見等について（総合的な意見より）」と見出しを付けた書面をお配りしております。こちらは、評価委員からいただいた総合的な意見部分を取りまとめた概要となっておりますので、併せてご参照確認いただければというふうに思います。

なお、点検評価の今後の日程につきましては、議会への報告、ウェブサイトを通じ公表というふうに進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に評価委員の皆様からは、評価表へ記載がある通り、その広い経験や知見から、今後の施策展開や事業執行に対し、大変貴重なご意見やご助言をいただいたところでした。

今回の点検評価を通じ頂いたご意見やご助言を真摯に受けとめ、共有し、本市の課題を改めて整理し改善を図りながら、教育行政のより一層の充実に向け取り組んでまいりたいと思います。

このような観点から、本日は、評価委員による評価を受け、今後の改善策や各事業の在り方などについて、教育委員皆様からご助言・ご意見を頂きたいと思います。

なお、今回の点検評価の実施に当たり、そのやり方や進め方について、教育委員の皆様から、様々なご意見・ご助言頂いてまいりました。コロナ禍を経て5年ぶりの実施であったことや、事務を担当した私自身も、これまでの経緯経過がわからないまま進んできた部分もありましたが、次年度の実施に向け、調整を重ねてまいりたいと思いますのでご理解願うとともに、引き続き、ご指導をお願いいたします。

以上、私からの説明といたします。

教育長

はい、ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。

青沼委員

特に評価点検で前田氏それから一条氏、それから荻野氏と3人から専門的な領域からご意見いただいたので、それも良かったんですが、評価もほぼほぼ5段階の方なんだけど、4とか3がついているところをなぜそうなのかを教育委員会としてしっかり見つめ直すことが必要だと思います。

	それから最後の総合的な意見として菊池補佐を作っていたいただいたものも含めて、そのあたりで、次年度以降に向けての有効な活用をお願いしたい。これをしないとあまり意味がない。 一步譲って評価をほぼというときは5を付けているんだけど、4とか3付けてるところはやっぱり疑問に感じてる本音なんだろうと思って、そこはしっかり内部としては一定な見定め直しで取り組んでほしいと思いました。以上です。意見です。
教育長	はい。それでは意見としていただきたいと思います。他にございませんか。
教育長	よろしいでしょうか。それでは他になければ、本件については了いたします。ありがとうございました。
教育長	次に、（２）「就学援助制度（入学前支給）に係る電子申請の実施について」の報告をお願いします。
学校教育課長	学校教育課長 報告願います。 はい。ご説明申し上げます。資料の2をご覧ください。 就学援助制度における入学前の支給ということで、入学時に必要となる新入学1年生、令和7年度に入学する子供たちの保護者に対して入学時に必要となるランドセルや学用品購入にかかる経費を事前に支給するもので、支給額が5万7060円となっております。例年60人程度のお子さんがある世帯に事前給付を支給しているというところです。 この手続きを今般オンライン化をして、2次元コードでスマホで読んで、電子申請化をするものでございます。 これまでの周知の方法は、就学児の健診が10月以降始まりますが、その際に、対象になる、ならないにかかわらず、就学児童の保護者あてに、今日お渡ししました1枚目の資料とともに、申請書の様式等も全員に配布しておりました。 今年度は1年生が850人ぐらいおりましたので850人の世帯の方に全て紙ベースでお送りしているところがありましたので、今回につきましては、1枚目の2次元コードが書いてある1枚目のチラシだけを配布して、周知することで、なお紙ベースとともにオンライン申請も可能だということの周知を図っていきたいと思っております。 それにより紙のコストをカットができるということもありますし、今後オンラインが可能になれば、データ受付による事務的な効率の管理やペーパーレス化が図られるというメリットもありますし、利用者にとっても直接学校教育課へ申請できるということもありましたので、時間、場所を選ばずにスマホから手軽に申請が可能になるというところで、対象の利用になるというような部分もありますので、今後ですね、デジタル市役所につきましては、各種申請の事務の効率化という流れがありますので教育委員会でも、こうした流れによって、できるところから、こうしたオンラインの申請を可能にしていきたいと思いますのでございます。 今回 QRコードのテスト公開をしておりますので、教育委員の皆様にもスマホで、QRコードで就学援助と検索へ項目を入れていただければ、この申請画面が出てきますので、1度やってみていただければと思っております。私からは以上です。
教育長	ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。

青沼委員	すみません。勉強不足ですが、就学援助のシステムを電子化にすることについては、よろしいかと思いますが、今はこの申請を受けて校長の意見とかそういうものは何もなくなっただんですか。
学校教育課長	この制度につきましては基本的にはこういった申請の流れとなっておりまして特に校長先生の意見を求めるといったことはないです。
青沼委員	簡単に言えば、前年度の収入とかで、機械的にある程度やっていくということですね。それは非常に校長先生方、楽になったんですね。以前はそんなことをやってて責任感じたもんだから。その方がはっきりしていいと思います。
学校教育課長	ただ世帯の状況によってはその要件に必ずしも当てはまらず微妙なボーダーライン的なところがありますのでそういった方々につきましては個別に対応したいと思っております。
青沼委員	抜け穴がちょっとありますからね。籍だけ抜いてどうこうとかあるようですから。その辺をどう考えるかはまた別でしょうけれど。 そこから外れた方がどうなのかっていうあたりは少し機械的にだけだと厳しいのかなと思ったもので。意見として申し上げます。以上です。
教育長	それでは本件につきましては了といたします。
教育長	次に、（３）「大崎市スポーツ推進計画（中間案）について」の報告をお願いします。 生涯学習課長 報告願います。
生涯学習課長	はい。あらかじめ委員の皆様にはスポーツ推進計画見直しに係ります素案という形で資料をお配りさせていただいております。本日お手元の方に、大崎市スポーツ推進計画概要というものをお配りさせていただいております。こちらの方に基きまして、見直しの視点であったり見直し箇所をお話させていただきます。 まず、大崎市スポーツ推進計画を令和2年に策定しました。この計画が10ヶ年の計画になりまして、令和6年度で前期5年が経過いたしますので、スポーツを取り巻く環境の変化ですとか、国や県の動向を踏まえまして後期計画を策定するものでございます。 資料の1ページ目、見直しの視点というところでございますけれども、国のスポーツ基本計画では、この度スポーツそのものが有する価値であったり、スポーツが社会活性化等に寄与する価値という二つの観点がございました。 スポーツの三つの視点というのがございまして、スポーツの価値を高める施策の展開を行うことということになっております。また県のスポーツ推進計画でも、それぞれ変わった部分がありましたので、それらを見直しの視点として今回の計画策定に生かしていくということになります。 計画策定の体制といたしましては、社会体育担当で担当者会議を構成いたしまして、素案を策定し、スポーツ推進審議会ですとか様々な関係機関に、ご意見をいただきながら素案というのを策定しております。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。意向調査を行っております。それに基づきまして、これまで基本方針でありました成果目標を数値的なところがありますので、そちらを検証しております。成人の週1回以上の運動スポーツ実施率を目標値としては65%以上、週1回というふうに定めておりましたが、意向調査の結果ですと42%ということで、23ポイント差があり下回っております。

またもう一つの成果目標数値的なところとして、障害者の週1回以上の運動スポーツ実施率が40%以上という目標に対して、こちらは意向調査の結果、41.7%ということで既に目標値をクリアしているというような状況でございます。その他数値のない目標値が記載してあります。こちらを参考までにご覧いただければと思います。

またアンケートによって、次のページになりますが、様々な課題が浮き上がってまいりました。アンケートと各種データから、成人のスポーツ実施率が減少していることや、またスポーツ少年団の団数が減少していること、また市民のニーズとしては体育館ですとかプールなどが近くにあることが望まれていることが浮かび上がってきました。

これらの課題解決に向けまして、ライフステージに応じた運動の習慣化ですとか、スポーツ団体や大会の情報発信、指導者の人材確保、また、体育施設の維持管理など、こういった視点を持って計画に盛り込んだものでございます。

次のページご覧いただきたいと思います。

計画の基本的な考え方ということで本計画におけるスポーツ活動についての概念、取り扱いでございますが本計画におけるスポーツ活動としては競技だけではなく健康維持ですとか仲間との交流など多様な目的で行うものもスポーツ活動として捉えるというものとしております。

また、するスポーツだけではなく、観戦など、「見るスポーツ」ですとかスポーツを支えるためのボランティアなどを「支える」というキーワードも国の第3期スポーツ基本計画に新たな視点も取り入れられておりますので、これらも計画に盛り込んでおりました。

その国の三つの視点というところを下に記載してありますけれども、まずスポーツを「作る育む」、また、もう一つはスポーツで「集まり、ともに繋がる」もう一つがスポーツに「誰もがアクセスできる」という左側から①②③というような形でこの三つの視点を基本に入れております。

それらをまとめたものが下の方の基本理念というふうになっておりますが、この基本理念自体は全体の前期計画と変わるものではございません。

その次のページ、スポーツ推進政策の展開ということで、こちらは左側の下の表に基本計画方針1.2.3というふうにありますけれども、この基本方針に基づいて基本目標を設定しております。この基本目標を達成するために事業方針と主な推進項目ということで整理しております。

そこに先ほどの国の三つの視点ということで①②③どれが該当するのか整理しながら、こちらを当てていきたいというふうに考えております。

そして右側につきましては、計画を推進していく体制の役割ということで、行政、市民や家庭、企業、体育協会、スポーツ少年団など、それぞれの立場でどういった役割があるのかというのを記載して、それぞれ推進してまいりたいということでございます。

最後のページでございます。今後のスケジュールというところで、今回お示しした計画自体は、10月2日に庁内の意思決定の機関であります庁議というものにかかけます。そこで素案をもとに確認いただきまして中間案という形にさせていただきます。

	本日は資料の方に中間案も入っておりますけれども、庁議後のお話ということでご理解いただければと思います。それをもちましてパブリックコメントをですとか、さらにはスポーツ推進審議会またこちらの定例会でもご報告させていただいたり、ご意見をいただいたりしながら、また議会の総務常任委員会のご意見などもいただきまして、1月7日の庁議におきまして、この中間案に様々な意見をいただいて反映させたものを庁議に諮って、これを最終形という形にさせていただきたいと思います。 それをまたさらに様々な機関に諮りまして、2月下旬に教育委員会の定例会で最終的に了承いただいたものを後期計画として策定したいというようなスケジュールで考えております。 以上、このような形で進めさせていただきますということでご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
教育長	今日は中間案ということでの提示であります。じっくりまた読んでいただいて、ご意見をいただければと思いますが、今日のところで何かご質問があればお願いいたします。
青沼委員	中間案についてはよろしいかと思いますが、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が65%以上、これはどうゆうふうにしてデータを出したもののなのか。無作為なのか。
生涯学習課長	こちらは、今回はアンケート調査ということで無作為抽出というよりもどちらかというとそのアンケートにお答えいただいた方というような感じになっております。それでもなかなか数字が伸びていかないというところが現状としてあります。
青沼委員	今度、成人向けのスポーツテストがあるということで、よし行ってくるぞ、俺今何歳かなっていう感じで、そういう人たちの結果をその後報告するっていうようなことがあったんだけどどんな意味があるんだろうかなと思うときがあります。 つまり無作為ではないので、やる気のある人たちの中のこのぐらいの人がこれだけやってるということのことを裏付けとして、どうしても頑張ってますよということで、報告したくなるんだけど、裏表なくそれと、無作為のはこうですというのは、出すべきかもしれない。 そうじゃないとやっぱり実を取るという考えからいったら、スポーツの社会的に対する振興にはなっていないと思うので、その調査の仕方については、今後課題として両面でやっていく必要があるかもしれないなというふうに思いました。以上です。意見です。
教育長	他に何かあれば、よろしいですかね。それでは中間案ということでしたとさせていただきますと思います。ありがとうございました。
教育長	次に、（４）「大崎市民ギャラリー運営委員会 委員の委嘱について」の報告をお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課長 報告願います。 定例会資料の9ページの方ご覧いただきたいと思います。報告事項の（４）大崎市民ギャラリー運営委員会委員の委嘱についてご報告いたします。

教育長	大崎市民ギャラリー運営委員会の大崎市市民ギャラリー条例第13条により設置が定められております。委員の任期が7月31日をもって満了となりますことから、名簿の通り5名の方に対して委嘱いたしましたのでご報告申し上げます。 任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間となりまして市民ギャラリーの事業ですとか運営に関する案件についてご審議いただくこととなります。以上、ご報告とさせていただきます。 ただいまの件についてのご質問があればお願いいたします。 よろしいですかね。はい。それでは本件については了といたします。ありがとうございます。
教育長 文化財課長	次に、報告事項の追加となります。 (5)「文化財標柱の調査状況について」の報告をお願いします。 文化財課長 報告願います。 資料は追加議案の「(5)文化財標柱の調査状況について」ご説明申し上げます。別紙の資料4をご覧ください。 文化財課では、文化財標柱の一部に表記内容の誤りが確認されたことから、令和5年11月から大崎市内標柱リストをもとに現況調査を行っています。 文化財標柱は、身近な文化財を知り、親しんでもらえるように、文化財の名称や内容を記載した、15×15角で高さ200の標柱を指定文化財や埋蔵文化財（遺跡）などの近くに設置しているものです。 今回の調査は、埋蔵文化財の取り扱いに係る表記を、一般の文化財の標柱の一部に誤って表記したものがあったことから、標柱の記載内容の再確認とともに、合併前に設置した標柱の現況についても確認する目的で行っているものです。 9月5日に開催される市議会総務常任委員会で、調査状況について報告することから、教育委員会でその報告内容につきましてご報告させていただきます。 調査は、昨年度、鳴子温泉地域、三本木地域、松山地域、鹿島台地域、田尻地域、古川地域の調査を実施し、今年度は岩出山地域を中心に調査を行っています。 現在の調査状況は、標柱リストに載る199本の標柱のうち、159本の調査を行い、111本が現存し、48本は確認できませんでした。 確認できなかった48本の標柱については、これまでの標柱設置に関する資料などを再確認したところ、一部は行政で撤去したことが分かりましたが、多くはその経緯が不明で、合併前に経年の劣化などにより撤去されたものがリスト上に残っていたものと考えております。 表記内容の誤りについては、11月からの調査の前に確認し、修正した14本の標柱のほかは、これまでの調査では確認していません。 今後は、未調査となっている40本の調査を今年度中の完了を目標に進めてまいります。 また、調査で確認した状況をまとめた文化財標柱台帳を作成し、標柱を管理してまいりたいと思っております。 ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。 なければ、本件については了といたします。
教育長	

教育長	本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。 (なし)
教育長	ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 総務担当 主幹兼係長 高橋 香

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

_____ 教 育 長

_____ 署名委員